

令和3年度

週休2日制確保適用工事(発注者指定)の対象について

※令和3年4月1日以降に工事着手する工事・令和3年1月1日以降に契約するゼロ市工事

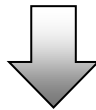
横浜市では、改正品確法の趣旨に基づき、建設業における担い手の育成・確保と労働環境の改善を図る取組みとして、工事現場における休日の取得を促進するため、週休2日制確保モデル工事を行ってきましたが、これに代えて令和3年度より「週休2日制確保適用工事(発注者指定)」を実施します。

下記5つの条件を全て満たす工事を「適用工事」として指定します。

「適用工事」を受注しましたら、必ず監督員に様式1(週休2日制確保適用工事(発注者指定)実施同意(不同意)届)を提出し、週休2日制確保の実施に同意・不同意の選択を届け出てください。

「週休2日制確保適用工事(発注者指定)」の対象となる工事

- (1) 設計時に4週8休を考慮して工期の設定をしている工事
- (2) 原則として、現場施工期間が1か月以上の工事
- (3) 緊急・小規模工事及び管内一円工事以外の工事
- (4) 作業可能期間が限られている等の工期に厳しい制限がない工事。
- (5) プラント工事等で土曜日、日曜日の休工が仕様書等で条件となっていない工事。



週休2日制確保適用工事(発注者指定)は、必ず施工計画書提出時に監督員に届け出

様式1

施工計画書